

佐野市地域防災計画

令和6(2024)年3月

佐野市防災会議

目 次

1. 総則
2. 風水害等対策編（水防計画含む）
3. 震災対策編
4. その他大規模災害等対策編
5. 資料編

總則

【総 則】

水防活動に関連する項目（旧水防計画の内容等）には、【水防】のマークを付記する。

第1節 計画の方針……………総則-1

第2節 防災関係機関等の責務・業務の大綱……………総則-5

第3節 水防の責任 【水防】…………… 総則-15

第4節 佐野市の概要 ………………総則-18

第5節 主な災害記録 ………………総則-22

総則

第1節 計画の方針

第1 計画の目的 【水防】

佐野市地域防災計画（以下「計画」という。）は、佐野市における災害に係る予防、応急、復旧・復興対策に関し、市、県、防災関係機関等が処理すべき責務又は業務の大綱を定め、佐野市国土強靭化地域計画との整合を図りながら災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

なお、佐野市では水害への対策として、佐野市地域防災計画（風水害等対策編）のほか、水防法第33条に基づく「佐野市水防計画」を取りまとめていたが、体制を整理・強化し、水害に対して遅延なく対応するため、佐野市水防計画を佐野市地域防災計画（風水害等対策編）の中に統合した（令和5年度）。

風水害等対策編には、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、佐野市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、佐野市の地域に係る河川の洪水、内水の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条及び佐野市防災会議条例（平成17年佐野市条例第15号）第2条の規定に基づき、佐野市防災会議が策定する計画であり、市、県、防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定める。防災関係機関等は、この計画に基づき具体的計画を定め、その推進を図る。

第3 計画の体系

この計画は、「総則」、「風水害等対策編」、「震災対策編」、「その他大規模災害等対策編」、「資料編」からなり、本編はこのうち「総則」として、防災関係機関等の責務・業務の大綱や佐野市の概要、主な災害記録等を定める。

第4 計画の修正

市、県、防災関係機関等は、引き続き調査・研究を行い、必要に応じ計画の見直しを図り、災害対策の確立に万全を期すものとする。

第5 用語の定義 【水防】

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（水防法第2条第2項）。

2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（水防法第4条）。

3 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（水防法第2条第3項）。

4 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（水防法第2条第4項）。

5 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（水防法第2条第5項）。

6 水防団

水防法第6条に規定する水防団をいう。

7 量水標管理者

量水標、駿潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（水防法第2条第7項、水防法第10条第3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（水防法第12条）。

8 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものをして有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（水防法第36条第1項）。

9 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（水防法第10条第2項、水防法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

10 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（水防法第2条第8項、水防法第16条）。

11 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。当該河川の水位について国土交通大臣があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）又は、都道府県知事があらかじめ定めた避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示した通知及び周知を行う（水防法第13条）。

12 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位（特別警戒水位）への到達情報、氾濫発生情報のことを行う。

また、都道府県知事が指定した水位周知河川においては、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位（特別警戒水位）への到達情報、氾濫発生情報のことを行う。

13 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（水防法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

14 泛濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（水防法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

15 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。高齢者等避難の発令判断の基準となる水位である。

16 泛濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

避難指示の発令判断の基準となる水位である。水位周知河川においては、水防法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

17 洪水特別警戒水位

水防法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。氾濫危険水位に相当し、国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは水位到達情報を発表しなければならない。

18 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

19 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（水防法第14条）。

第2節 防災関係機関等の責務・業務の大綱

災害に対する予防、応急、復旧・復興対策が的確、円滑に実施されるよう、市、県及び防災関係機関等の防災に関する責務、災害時に果たすべき役割を明確にする。

第1 防災関係機関等の責務

1 佐野市

市は、市の地域における災害に直接的に対処する責任を負う地方公共団体として、県、他の市町、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。

2 栃木県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市や他の防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。また、市や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言、その他適切な措置を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、その業務を通じて防災に寄与するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

6 地域

地域は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「自助・共助」の意識を持ち、自主防災組織の結成や防災訓練の実施、防災資機材の整備に努める。また、災害発生時には、各防災関係機関が行う防災活動に連携・協力する。

7 市民

市民は、「自らの命は自らが守る」という「自助」の意識を持ち、日頃から防災備蓄品を用意することや避難所等の確認、地域などで行う防災訓練等に積極的に参加する。また、災害発生時には、各防災関係機関が行う防災活動に連携・協力する。

8 企業・事業所等

企業・事業所等は、地域貢献の役割を認識し、防災体制の整備や事業所の耐震化、地域や事業所内での防災訓練の実施に努める。また、災害発生時には各防災関係機関や地域が行う防災活動に連携・協力する。

第2 防災関係機関等の処理すべき業務等の大綱

防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務等の大綱は、次のとおりである。

1 市

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
佐 野 市	<p>1 災害予防対策</p> <p>ア 防災に関する組織の整備・改善 イ 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 ウ 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い都市づくりの推進 エ 災害危険箇所の灾害防止対策 オ 防災に関する施設・設備の整備、点検 カ 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 キ 県、他市町、防災関係機関との相互連携体制の整備 ク 自主防災組織等の育成支援 ケ ボランティア活動の環境整備 コ 環境放射線モニタリング等への対応 サ 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 シ その他法令及び佐野市地域防災計画に基づく災害予防対策の実施</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>ア 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 イ 活動体制の確立、他機関との連携の確立 ウ 消火・水防等の応急措置活動 エ 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 オ 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 カ 緊急輸送体制の確保 キ 緊急物資の調達・受領・供給 ク 被災した児童、生徒の応急教育 ケ 施設、設備の応急復旧 コ 市民への広報活動 サ ボランティア、義援物資・義援金の適切な受け入れ シ 県外避難者の受け入れに対する県との連携 ス 住民の避難・屋内退避、立入り制限 セ 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する措置 ソ その他法令及び佐野市地域防災計画に基づく災害応急対策の実施</p> <p>3 災害復旧・復興対策</p> <p>ア 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 イ 市民生活及び経済の安定化策の実施 ウ 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 エ 災害ボランティアセンターへの支援 オ 除染、放射性物質により汚染された廃棄物に関する措置 カ 風評被害による影響等の軽減 キ その他法令及び佐野市地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施</p>

2 消防機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 約
佐野市消防本部	法令及び佐野市地域防災計画で処理するように定められた事項を実施する。

3 県

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 約
栃木県	<p>1 災害予防対策</p> <p>ア 防災に関する組織の整備・改善 イ 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 ウ 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 エ 災害危険箇所の灾害防止対策 オ 防災に関する施設・設備の整備、点検 カ 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 キ 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 ク 消防防災ヘリコプターの運用、点検 ケ 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 コ 自主防災組織等の育成支援 サ ボランティア活動の環境整備 シ 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 ス 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 セ その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防対策の実施</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>ア 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 イ 活動体制の確立、他機関との連携による市町応援体制の確立 ウ 専門家等の派遣要請 エ 災害救助法の運用 オ 消火・水防等の応急措置活動 カ 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 キ 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 ク 緊急輸送体制の確保 ケ 緊急物資の調達・供給 コ 被災した児童、生徒の応急教育 サ 施設、設備、道路、橋りょう等の応急復旧 シ 犯罪の予防、交通の規制その他の災害に関する社会秩序の維持 ス 県民への広報活動 セ ボランティア受入れに関する情報提供、義援物資・義援金の適切な受入れ ソ 県外避難者の受入れに対する総合調整 タ 住民の避難・屋内退避、立入り制限 チ 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関等への指示 ツ その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施</p>

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 約
栃 木 県	<p>3 災害復旧・復興対策</p> <p>ア 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進</p> <p>イ 県民生活の安定化策の実施</p> <p>ウ 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施</p> <p>エ 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理</p> <p>オ 損害賠償の請求等に係る支援</p> <p>カ 風評被害による影響等の軽減</p> <p>キ 各種制限の解除</p> <p>ク その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興対策の実施</p>

4 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 約
関 東 管 区 警 察 局	<p>1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること</p> <p>2 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること</p> <p>3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること</p> <p>4 警察通信の確保及び統制に関すること</p>
関 東 総 合 通 信 局	<p>1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること</p> <p>2 災害時テレコム支援チーム（M I C – T E A M）による災害対策支援に関すること</p> <p>3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること</p> <p>4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること</p> <p>5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること</p>
関 東 財 務 局 (宇都宮財務事務所)	<p>1 災害における金融上の措置要請に関すること</p> <p>災害発生に際し、必要と認められる範囲内で災害関係の融資、預貯金の払戻し、中途解約、手形交換の便宜扱い、休日営業、保険金の円滑な支払、保険料の払込猶予、営業停止等における対応の周知徹底について、金融機関等関係方面に要請を行う</p> <p>2 地方公共団体に対する融資に関すること</p> <p>地方公共団体の特に緊急を要する災害対策事業及び応急復旧事業のために災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）を融通する</p> <p>3 国有財産の管理処分に関すること</p> <p>地方公共団体が災害の応急措置の用に供する財産の無償貸付又は一時貸付など、国有財産に関する所要の措置を行う</p>
関 東 信 越 厚 生 局	健康福祉に係る事務について、県又は市町に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとること

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 約
栃木労働局 (栃木労働基準監督署) (佐野公共職業安定所)	1 災害発生時の産業の安全(鉱山を除く)に関すること。 2 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 3 雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関すること。
関東農政局	1 災害予防 ア ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施、指導に関すること。 イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること。 2 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ、報告に関すること。 イ 種もみ、その他當農資材の確保に関すること。 ウ 主要食糧の需給調整に関すること。 エ 生鮮食料品等の供給に関すること。 オ 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導、病害虫の防除に関すること。 カ 土地改良機械、技術者等を把握し、緊急貸出しや動員に関すること。 キ 農産物等の安全性の確認に関すること。 3 復旧対策 ア 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る農地、農業用施設等について、特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。 ウ 風評被害対策に関すること。
関東森林管理局	1 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成に関すること 2 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること 3 国有林林産物等の安全性の確認に関すること
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること 2 商工鉱業の従事者の業務の正常な運営の確保に関すること 3 被災中小企業の振興に関すること
関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保全に関すること。 2 鉱山における災害の防止及び災害時の応急対策に関すること。
関東地方整備局 (渡良瀬川河川事務所) (宇都宮国道事務所)	直轄する河川、道路についての計画、工事、管理を行うほか、次の事項に関すること。 1 災害予防 ア 防災上必要な教育、訓練 イ 通信施設等の整備 ウ 公共施設等の整備 エ 災害危険区域等の関係機関への通知 オ 官庁施設の灾害予防措置 カ 豪雪害の予防

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 総
関 東 地 方 整 備 局 (渡良瀬川河川事務所) (宇都宮国道事務所)	<p>2 災害応急対策</p> <p>ア 災害に関する情報の収集、予警報の伝達等</p> <p>イ 水防活動、土砂災害防止活動、避難誘導等</p> <p>ウ 建設機械と技術者の現況の把握</p> <p>エ 災害時における復旧用資材の確保</p> <p>オ 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事</p> <p>カ 災害時のための応急資機材の備蓄</p> <p>キ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施</p> <p>ク 緊急交通路・緊急輸送路の確保</p> <p>3 災害復旧等</p> <p>災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。</p>
関 東 運 輸 局 (栃木運輸支局)	<p>1 運輸事業の災害予防に関すること。</p> <p>2 災害時における物資輸送や旅客輸送を円滑に行うための緊急・代替輸送（迂回輸送を含む）等に関する指導、調整に関すること。</p> <p>3 運輸事業の復旧、復興に関すること。</p>
東 京 航 空 局 (東京空港事務所)	<p>1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること</p> <p>2 遭難航空機の捜索、救難に関すること</p> <p>3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること</p>
国 土 地 理 院 関 東 地 方 測 量 部	<p>1 災害時等における地理空間情報の整備・提供</p> <p>2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言</p> <p>3 地殻変動の監視</p>
東 京 管 区 気 象 台 (宇都宮地方気象台)	<p>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。</p> <p>2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと。</p> <p>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。</p> <p>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。</p> <p>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。</p>
関 東 地 方 環 境 事 務 所	<p>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>3 放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援</p> <p>4 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p>
北 関 東 防 衛 局	<p>1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること</p> <p>2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること</p>

5 自衛隊

機 閣 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 約
陸 上 自 衛 隊 東 部 方 面 特 科 連 隊 第 2 大 隊	天災地変その他災害に対して、人命又は財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のため派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施すること。

6 指定公共機関

機 閣 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 約
日本郵便株式会社 (佐 野 郵 便 局)	<p>1 郵便、郵便貯金、簡易保険その他の事業の業務通行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。</p> <p>2 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。</p> <p>3 災害特別事務取扱いに関すること。</p> <p>ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>ウ 被災地あて救援用郵便物の料金免除</p> <p>エ 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分</p> <p>オ 被災者救援のための寄附金送金用通常振替の料金免除</p> <p>カ 郵便貯金業務の非常取扱い</p> <p>キ 簡易保険業務の非常取扱い</p> <p>ク 災害ボランティア口座の開設</p> <p>4 簡易生命保険資金の短期融資に関すること。</p>
東日本電信電話株式会社 栃木支店	<p>1 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること。</p> <p>2 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関すること。</p> <p>3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段に関すること。</p> <p>4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること。</p> <p>5 災害復旧及び被災地における情報流通について市民、国、県、市町村、ライフライン事業者及び報道機関等との連携に関すること。</p>
日本通運株式会社 宇都宮支店	災害応急活動のため、市の車両借上げ要請に対する即応体制の準備、配車に関すること。
東京電力ホールディングス 株式会社 (栃木南支社)	電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関すること。
日本赤十字社 栃木県支部	<p>1 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産救護の実施に関すること。</p> <p>2 災害時における避難所の設置の支援としての生活環境の整備、こころのケアに関すること。</p> <p>3 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること。</p> <p>4 義援金品の募集、配分に関すること。</p> <p>5 日赤医療施設の保全に関すること。</p> <p>6 輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること。</p> <p>7 その他災害救護に必要な業務に関すること。</p>

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 約
日本放送協会 宇都宮放送局	<p>1 災害の発生、被災状況、災害対策活動その他各種情報の収集に関すること。</p> <p>2 災害及び気象の予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知に関すること。</p> <p>3 避難所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供に関すること。</p> <p>4 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守に関すること。</p>
東日本高速道路(株) 関東支社 (宇都宮管理事務所)	<p>1 高速自動車国道の保全及び復旧に関すること。</p> <p>2 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること。</p>
東日本旅客鉄道(株) 高崎支社	<p>1 災害により路線が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送を行うこと。</p> <p>2 災害により路線が不通となった場合</p> <p>ア 列車の運転整理、折返し運転、迂回を行うこと。</p> <p>イ 路線の復旧、脱線車両の復線、修理をし、検査のうえ速やかな開通手配をすること。</p> <p>3 路線、架線、隧道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと。</p> <p>4 死傷者の救護及び処理を行うこと。</p> <p>5 事故の程度によっては、部外への救護要請や報道機関への連絡を行うこと。</p> <p>6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守、管理を行うこと。</p>
KDDI(株) 小山テクニカルセンター ソフトバンク株式会社	<p>1 通信施設の運用と保全に関すること。</p> <p>2 災害時における通信の疎通の確保に関すること。</p>
(株)NTTドコモ 栃木支店	<p>1 移動通信施設の運用と保全に関すること。</p> <p>2 災害時における通信の疎通の確保に関すること。</p>

7 指定地方公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 約
東武鉄道株式会社 関東自動車株式会社 (佐野営業所) ジェイアールバス関東株式会社	<p>1 鉄道施設等の安全・保全に関すること。</p> <p>2 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者の輸送の協力に関すること。</p>
佐野ガス株式会社 (一社)栃木県LPGガス協会	<p>1 災害時におけるガスの供給に関すること。</p> <p>2 ガス施設の保全及び応急復旧に関すること。</p>
株式会社栃木放送 株式会社エフエム栃木 株式会社とちぎテレビ	<p>1 市民に対する防災知識の普及に関すること。</p> <p>2 災害の発生、被災状況、災害対策活動その他各種情報の収集に関すること。</p>

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
株式会社栃木放送 株式会社エフエム栃木 株式会社とちぎテレビ	3 災害及び気象の予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知に関すること。 4 避難所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供に関すること。 5 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守に関すること。 6 義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
(一社)栃木県トラック協会 (佐野支部、安蘇支部) (一社)栃木県タクシー協会	災害時における貨物自動車等による救助物資、避難者の輸送の協力に関すること。
(一社)栃木県医師会 (一社)栃木県歯科医師会 (一社)栃木県薬剤師会 (公社)栃木県看護協会 (公社)栃木県柔道整復師会	災害時における医療救護活動に関すること。
土地改良事業団体連合会	1 水門、水路等農業施設の操作、保全、災害復旧に関すること。 2 排水機場等水防施設の操作、保全、災害復旧に関すること。

8 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
農業協同組合 森林組合等 農林関係団体	1 市が行う林野関係の被害調査及び応急対策に対する協力に関すること。 2 農産物、林産物等の災害応急対策の指導に関すること。 3 被災農家に対する融資又はその斡旋に関すること。 4 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 5 飼料、肥料等の確保対策に関すること。 6 農林水産物等の出荷制限等への協力に関すること。 7 林野火災防災組織の整備その他林野火災の予防に関すること。
佐野商工会議所 佐野市あそ商工会 商工業関係団体	1 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、融資斡旋の協力に関すること。 2 災害における物価安定の協力に関すること。 3 救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保についての協力及びこれらの斡旋に関すること。
佐野市医師会 医療関係機関	1 医療施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 2 災害時における負傷者の医療救護、助産救助及び収容患者に対する医療の確保に関すること。 3 被ばく医療への協力に関すること。 4 被災した病院等の入院患者の受け入れに関すること。
社会福祉施設管理者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 2 災害時における入所者の安全確保に関すること。 3 被災した社会福祉施設の入所者の受け入れに関すること。 4 福祉避難所としての施設の提供に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 約
町会等自治組織	地域における市民の避難誘導、被災者の救援、感染症予防、物資の配給、防犯その他市が実施する応急対策の協力に関すること。
佐野市民生委員児童委員協議会	1 避難所開設運営の協力補助 2 関係機関（町会・自主防災組織等）と連携して要配慮者の調査確認に関すること 3 その他市が実施する応急対策の協力に関すること
防 災 士	平常時の防災意識の啓発、地域における避難訓練の実施、災害時の市民の避難誘導、被災者の救援、感染症予防、物資の配給、その他市が実施する応急対策についての協力に関すること。
一 般 運 輸 業 者	災害時における緊急輸送の協力に関すること。
一 般 建 設 業 者	災害時における応急復旧の協力に関すること。
危険物関係施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置に関すること。 2 危険物関係施設に係る防災訓練の実施に関すること。
青年団体、地域女性会等文化事業団体	市が実施する応急対策の協力に関すること。
佐野市社会福祉協議会	1 災害救助金品の募集に関すること。 2 被災者の救援に関すること。 3 災害ボランティアセンターの開設・運営に関すること。 4 その他市が実施する応急対策の協力に関すること。
佐野ケーブルテレビ(株)	1 市民に対する防災知識の普及に関すること。 2 災害の発生、被災状況、災害対策活動その他各種情報の収集に関すること。 3 災害及び気象の予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知に関すること。 4 避難所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供に関すること。 5 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守に関すること。 6 義援金品の募集、配分等の協力に関すること。

第3節 水防の責任 【水防】

水防に關係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

第1 水防管理団体（市）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（水防法第3条）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- 1 水防団の設置（水防法第5条）※本市には、水防団を置かず消防機関が水防にあたる。
- 2 消防団員等の公務災害補償（水防法第6条の2）
- 3 平常時における河川等の巡視（水防法第9条）
- 4 水位の通報（水防法第12条第1項）
- 5 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（水防法第15条）
- 6 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（水防法第15条の2）
- 7 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（水防法第15条の3）
- 8 予想される水災の危険の周知（水防法第15条の11）
- 9 消防機関の出動準備又は出動（水防法第17条）
- 10 緊急走行により損失を受けた者への損失の補償（水防法第19条第2項）
- 11 警戒区域の設定（水防法第21条）
- 12 警察官の援助の要求（水防法第22条）
- 13 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（水防法第23条）
- 14 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（水防法第25条、水防法第26条）
- 15 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（水防法第28条第3項）
- 16 避難のための立退きの指示（水防法第29条）
- 17 水防訓練の実施（水防法第32条の2）
- 18 水防計画の作成または変更、その要旨の公表（水防法第33条第1項及び第3項）
- 19 水防協力団体の指定・公示（水防法第36条）
- 20 水防協力団体に対する監督等（水防法第39条）
- 21 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（水防法第40条）
- 22 水防従事者に対する災害補償（水防法第45条）
- 23 消防事務との調整（水防法第50条）

第2 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（水防法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- 1 指定水防管理団体の指定（水防法第4条）

- 2 水防計画の作成又は変更、その要旨の公表（水防法第7条第1項及び第7項）
- 3 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- 4 都道府県水防協議会の設置（水防法第8条第1項）
- 5 国から受けた洪水予報の通知（水防法第10条第3項）
- 6 洪水予報の発表及び通知（水防法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- 7 量水標管理者からの水位の通報及び公表（水防法第12条）
- 8 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（水防法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
- 9 洪水予報又は水位到達情報の関係市町村長への通知（水防法第13条の4）
- 10 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（水防法第14条）
- 11 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（水防法第15条の10）
- 12 市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（水防法第15条の12）
- 13 水防警報の発表及び通知（水防法第16条第1項、第3項及び第4項）
- 14 水防信号の指定（水防法第20条）
- 15 避難のための立退きの指示（水防法第29条）
- 16 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（水防法第30条）
- 17 水防団員の定員の基準の設定（水防法第35条）
- 18 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（水防法第40条）
- 19 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（水防法第48条）

第3 國土交通省の責任

- 1 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- 2 洪水予報の発表及び通知（水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- 3 量水標管理者からの水位の通報及び公表（水防法第12条）
- 4 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（水防法第13条の4）
- 5 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（水防法第13条第1項）
- 6 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（水防法第14条）
- 7 大規模氾濫減災協議会の設置（水防法第15条の9）
- 8 水防警報の発表及び通知（水防法第16条第1項及び第2項）
- 9 重要河川における都道府県知事等に対する指示（水防法第31条）
- 10 特定緊急水防活動（水防法第32条）
- 11 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（水防法第40条）
- 12 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（水防法第48条）

第4 気象庁の責任

- 1 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（水防法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- 2 洪水予報の発表及び通知（水防法第10条第2項、水防法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

第5 居住者等の義務

- 1 水防への従事（水防法第24条）
- 2 水防通信への協力（水防法第27条）

第6 水防協力団体の義務

- 1 決壊の通報（水防法第25条）
- 2 決壊後の処置（水防法第26条）
- 3 水防訓練の実施（水防法第32条の2）
- 4 業務の実施等（水防法第36条、第37条、第38条）

第4節 佐野市の概要

第1 自然的条件

1 位置・地勢

本市は、栃木県の南西部に位置し、東は栃木市、西は足利市、群馬県桐生市、南は館林市、板倉町、北は氷室山や根本山をはじめとする1,100m級の広大な山岳地帯を経て鹿沼市、群馬県みどり市と接しており、面積は356.04km²である。

位 置

府 舎 名	所 在 地	経 度	緯 度
佐野市役所	高砂町1番地	東経139度34分	北緯36度18分

地目別土地面積

単位 : ha

年別	総数	田	畠	宅地	池沼	山林	原野	雑種地			その他
								ゴルフ場 用地	鉄軌道 用地	その他の 雑種地	
4	35,604	3,352	1,212	3,081	21	7,933	93	374	39	1,257	18,241

資産税課調

注) 令和4(2022)年1月1日現在

非課税地積を含む。「その他」は道路、河川、保安林等である。

2 自然・気候

地形的には、北部から北東部、北西部にかけては山岳・森林地帯、南部と西部は平坦な市街地、農地となっている。

佐野地域北部の山岳及び三毳山は秩父古生層からなり、チャート、石灰岩、砂岩、礫岩、粘板岩で構成されている。古生層からなる分離丘陵は犬伏及び市の中心部の各所に見られ、いずれも標高40m～45mの円頂丘である。佐野及び赤見の台地は上部をローム層で覆われ、その下は段丘礫層に移行している。これらの台地を除いて平地の大部分を占めているのは沖積地で、渡良瀬川及びその他の河川の沿岸に沿って分布し、河成礫層から構成されている。

田沼地域では根本山(1,197m)の連山を背に東南に旗川、彦間川、閑馬川、秋山川が流れ、耕地を潤している。河川は伏流水で夏に流れはあるが、冬季には減水渇水となる。地質は、山地が主として秩父古生層で一部に石灰岩が分布しており、低地は主として沖積層で洪積層もわずかに見られる。

葛生地域には氷室山(1,154m)に代表される山々から東方向及び南方向に次第に低く山稜が連なり、氷室山に端を発する秋山川が区域を縦貫している。

気候は、夏に降水量の多い太平洋気候区に属し比較的温暖であるが、内陸部のため気温の年較差・日較差が大きくなっている。年平均気温は14～15度程度、年間降水量は1,300mm程度となっている。北部の山間部では、南部及び西部と比べて標高差が約1,000mあるため、冬季には積雪があり、4月初旬においても残雪がみられることがある。

佐野市の気候

年・月別	気温 (°C)			湿度 (%)		平均風速 (m/s)	最大風速 (m/s)		降水量 (mm)		天気日数				
	平均	最高	最低	平均	最小		風向	総量	日最大	快晴	晴	曇	雨	雪	
平成29(2017)年	14.6	36.5	-4.5	68.3	8.6	2.2	32.8	北北東	1,153.0	76.5	19	206	99	41	-
30(2018)年	15.8	38.2	-5.9	70.3	8.3	2.1	30.5	南南東	810.5	38.5	5	221	110	26	11
令和元(2019)年	15.4	37.4	-6.3	70.6	7.7	2.1	25.8	北西	1,202.5	245.5	13	185	131	36	-
2(2020)年	15.5	38.8	-6.8	74.6	10.2	2.0	28.1	北北東	974.5	55.0	14	186	127	36	-
3(2021)年	15.4	36.3	-6.6	72.5	8.0	2.1	30.0	西北西	1,137.0	66.0	26	203	96	40	-
4(2022)年	15.5	38.9	-5.9	73.3	7.5	2.1	25.4	西北西	1,141.5	72.0	22	187	122	31	3
令和4(2022)年															
1月	3.0	14.0	-5.9	57.6	19.9	2.8	25.4	西北西	3.5	3.5	6	21	3	1	-
2月	3.8	15.7	-5.2	57.4	16.6	2.7	20.3	北西	35.0	16.5	3	20	3	-	2
3月	9.7	25.2	-2.2	64.2	11.6	2.4	19.9	西	80.5	32.0	-	20	7	4	-
4月	15.5	31.6	0.5	72.0	7.5	1.9	15.4	西北西	130.5	31.0	2	10	17	1	-
5月	18.4	34.5	6.6	73.1	12.7	2.1	20.2	北西	159.0	59.5	-	18	10	3	-
6月	22.6	38.9	12.9	78.6	25.2	2.2	14.5	北東	73.0	20.5	-	13	15	2	-
7月	27.2	38.2	20.7	80.3	35.5	2.3	21.4	北	155.5	72.0	-	13	13	5	-
8月	27.0	38.2	18.0	81.5	37.7	2.0	13.3	南南西	95.0	47.0	-	13	15	3	-
9月	23.8	33.2	14.6	84.0	32.7	1.9	16.9	南南西	230.5	64.5	-	13	13	4	-
10月	16.1	30.2	4.4	83.0	29.9	1.3	10.8	北北西	100.5	31.0	2	14	12	3	-
11月	12.7	23.2	2.6	80.4	21.6	1.4	17.2	西北西	53.5	33.0	5	13	10	2	-
12月	6.2	18.1	-2.0	67.6	17.5	2.1	20.1	西北西	25.0	14.5	4	19	4	3	1

資料：消防本部調

注) 平均気温、湿度は1日（0～24時）の平均値。

平均風速は1ヶ月間の平均値。天気日数は午前9時の観測。

第2 社会的条件

1 人口

本市の人口・世帯数（令和5年（2023）年4月1日現在）は、114,695人、52,701世帯である。世帯数は増加しているが、市全体の総人口は減少している。

佐野地域のJR両毛線沿線、東武佐野線の佐野市駅周辺から北側に広がる市街地のほとんど及び田沼地域と葛生地域については、東武佐野線の駅周辺に人口が集中している。令和2年（2020）年国勢調査の人口集中地区も、佐野地域の平地と田沼地域の南部に分布している。

山岳地の谷あいにも人口が分布するが、山岳地域は地形上の制約が厳しいことから、人口密度は低い。市南部の渡良瀬川に近い地域においても、水田等の農地が多く人口密度は低い。あわせて、市の中・北部の山岳地と南部の低地では過疎化が著しく、65歳以上の高齢者の割合が相対的に高い。

●人口密度が高い町会、低い町会

令和2（2020）年国勢調査より

人口密度	大字・町丁目
4,000人/km ² を超える地区 (高い順)	米山南町、金吹町、植上町、若宮上町、植野町、万町、朝日町、吉水駅前二丁目、若宮下町、伊賀町、吉水駅前一丁目、犬伏新町、吉水駅前三丁目、高砂町、上台町
200人/km ² を下回る地区 (低い順)	栄町、長坂町、嘉多山町、あくと町、秋山町、作原町、飛駒町、白岩町、御神楽町、梅園町、会沢町、長谷場町、仙波町、山菅町、寺久保町、庚申塚町、閑馬町、下彦間町、富士町、水木町、岩崎町、堇川町、柿平町、西浦町、牧町、豊代町、船津川町、大古屋町、船越町、田之入町、下羽田町

2 産業

令和2年（2020）年の国勢調査における産業別就業人口の構成比は、第1次産業が2.5%、第2次産業が35.7%、第3次産業が61.8%で、栃木県全体に比べ第2次産業の割合が高くなっているのが特徴となっている。

(1) 商業

商業については、佐野新都市地区に大型商業施設が進出し、新しい商業エリアが形成されている。

(2) 鉱工業

工業については、プラスチック製品製造業や食品製造業を中心で、佐野工業団地、羽田工業団地、田沼工業団地、佐野インター産業団地、佐野みかも台産業団地、佐野田沼インター産業団地、佐野AWS産業団地の7つの工業団地を拠点とした産業活性化を進めている。また、国道50号や国道293号をはじめとする道路網の整備がされており、北関東自動車道のインターチェンジ開設に伴う立地条件の良さから、周辺産業団地開発など、産業基盤整備の一層の向上が期待されている。

さらに、平成29（2017）年度には、佐野田沼インター産業団地内に佐野インランドポートが開設され、また、以前から検討してきた「出流原PA周辺総合物流開発整備構想」を進めることにより、総合物流拠点としての発展が期待されている。

また、市北部の葛生地域には、石灰岩地帯が広がっており、採石業や石灰石工業が盛んな地域となっており、碎石の出荷量は、長年にわたり連続して全国1位となっているほか、栃木県石灰工業協同組合による推計によると、葛生地区は約20億3,000万トンとも言われるドロマイドが埋蔵されており、日本全国の埋蔵量の約9割を占めている。

(3) 観光

観光については、豊かで美しい山並みや、日本名水百選の出流原弁天池などの自然環境に恵まれている。また、藤原秀郷公ゆかりとされる国指定史跡の唐沢山城跡、佐野厄よけ大師など名勝・名所、天明鑄物などの匠の手による伝統工芸、栃木県指定無形民俗文化財の牧歌舞伎や市指定無形民俗文化財の越名舟唄のほか多くの伝統芸能が受け継がれるなど魅力ある歴史、文化資源が数多く残る。また、佐野市吉澤記念美術館をはじめとする各美術館には貴重な作品が収蔵されている。食では、佐野の美味しい水で作る佐野らーめん、耳うどんなどに代表されるご当地グルメや様々な体験型観光施設、ゴルフ場、道の駅どまんなかたぬまや大型商業施設など、人を集める観光資源が豊富にある。

(4) 農林業

農林業については、経営体数の減少や従業者の高齢化が進んでいる。また、米を基幹作物としているが、収益の中心は園芸作物に移りつつあり、首都圏の一角に位置する立地条件を活かした都市型農業を推進している。

3 交通

北関東を横断する国道50号が佐野地域の市街地の南端に沿って東西に延び、佐野地域の東端をかすめて南北に走る東北自動車道と佐野藤岡インターチェンジで連結している。この国道50号は、羽田工業団地や大型商業施設を結ぶ主要な広域幹線道路として重要な役割を果たしている。また、北関東自動車道が本市の中央部を通り、東北自動車道と岩舟ジャンクションで連結している。さらに、国道293号が佐野地域の北部市街地と田沼地域及び葛生地域の市街地を結び、本市の中央部を貫く広域幹線道路となっている。

近年では、東北自動車道の佐野藤岡インターチェンジに加え、平成22（2010）年4月には北関東自動車道の佐野田沼インターチェンジ、平成23（2011）年4月には東北自動車道の佐野サービスエリア・スマートインターチェンジが開通し、さらに令和4（2022）年9月には、北関東自動車道の出流原パーキングエリアに出流原スマートインターチェンジが設置されたことから、高速交通の要衝として、より一層の発展が期待されている。

鉄道は、東西に走るJR両毛線が本市と小山市方面、前橋市・高崎市方面とを結んでおり、また、東武鉄道が葛生駅を起点として田沼駅、佐野駅を通り、館林市を経て東京とを結び、通勤・通学の主要な交通手段となっている。

バス交通は、高速バス交通のハブ機能を有する佐野新都市バスターミナルにJRバス関東の新宿便や東京便をはじめ、羽田空港や成田空港、仙台・郡山・新越谷・名古屋・京都・大阪行きが乗り入れているほか、市内には、生活路線バス（さーのって号）や佐野市街地と新都市を循環する佐野新都市線（万葉浪漫バス）が走り、市民の身近な移動手段となっている。

また、栃木市コミュニティバス岩舟線の一部の便が、本市に乗り入れをしており「イオンモール佐野新都市」、「佐野プレミアムアウトレット」、「佐野新都市バスターミナル」が乗降場所となっている。

第5節 主な災害記録

本市における過去の主な災害（昭和以降）は次のとおりであり、その要因、概要等を知ることにより的確な災害対策に資するものとする。なお、火災については、焼失（全焼及び半焼）棟数が10棟以上のものである。

災害種別	年月日	原因	場所	摘要
火災	S4(1929)	不明	旧葛生町 仙波地区	46戸焼失
火災	S6(1931)	不明	旧葛生町 牧地区	22戸焼失
暴風雨	S13(1938). 8.30(水)～ 9.1(木)	台風	旧佐野市 旧葛生町	秋山川等各河川氾濫 田畠流出
洪水	S16(1941). 7.21(月)	台風	旧佐野市	秋山川溢水 床下浸水及び水田冠水
火災	S28(1953). 4.16(木)		旧田沼町	野上村作原の大火、164戸焼失
火災	S31(1956). 12.11(火)		旧佐野市	縫製工場から出火、19棟焼失
豪雨	S36(1961). 6.27(火)	台風6号	旧佐野市	低位水田509ha冠水
火災	S37(1962). 7.2(月)		旧佐野市	個人宅から出火、16棟焼失
洪水	S37(1962). 9.18(火)	台風18号	旧佐野市	水田冠水1, 332. 19ha
暴風雨	S41(1966). 9.28(水)	台風26号	旧佐野市	死者1、重傷者2 住宅全壊12、半壊22、一部損壊21 床上浸水4、床下浸水148 田畠冠水123ha 道路決壊4、橋りょう流失3 被害総額 23, 024, 100円
暴風雨	S47(1972). 9.16(土)～ 9.17(日)	台風20号	旧葛生町	各河川氾濫
林野火災	S48(1973). 3.25(日)～ 3.26(月)	不明	旧葛生町 中地区	旧葛生町の山林から出火。栃木市柏倉地区、岩舟町小野寺地区に延焼。 焼失面積171. 24ha(内、旧葛生町52. 19ha) 被害額(旧葛生町)17, 350千円
林野火災	S48(1973). 3.25(日)～ 3.27(火)	不明	旧田沼町 大字作原	旧田沼町の山林から出火。 焼失面積 62. 7 ha 被害額 100, 510千円
火災	S48(1973). 4.30(月)		旧佐野市	個人宅から出火、全焼10、部分焼1
豪雨	S51(1976). 5.26(水)		旧佐野市	床上浸水125、床下浸水335 田畠冠水57ha、田畠浸水241. 5 ha 道路決壊10、道路埋没 1 橋りょう流失3、橋りょう倒壊1 被害総額 153, 781千円

災害種別	年月日	原因	場所	摘要
豪雨	S52(1977). 7.16(土)		旧佐野市	床上浸水3、床下浸水27 水田冠水255ha 被害総額 21,280千円
火災	S54(1979). 6.15(金)		旧佐野市	個人宅から出火、全焼7、部分焼4
暴風雨	S54(1979). 8.22(水)～ 8.23(木)	台風15号	旧葛生町	秋山川、仙波川氾濫
暴風雨	S54(1979). 10.19(金)	台風20号	旧葛生町	各河川氾濫
火災	S55(1980). 3.12(水)		旧佐野市	作業所から出火、全焼6、部分焼8 死者2名
土砂崩れ	S55(1980). 3.23(日)		旧田沼町 大字多田	鉱山廃土石堆積場から土砂流失 死者5、重傷1 家屋全壊2、非住家3
暴風雨	S57(1982). 8.1(日)～ 8.3(火)	台風10号	旧佐野市 旧葛生町	各河川氾濫 (旧佐野市) 床上浸水1、床下浸水12 農地被害261.6ha 堤防越水1、崖崩れ1 (旧葛生町) 床上浸水1、床下浸水6
暴風雨	S57(1982). 9.12(日)～ 9.13(月)	台風18号	旧佐野市 旧葛生町	各河川氾濫 (旧佐野市) 床上浸水3、床下浸水35 農地被害455.9ha 堤防越水2、堤防決壊1 橋脚沈下1、橋脚流出1 (旧葛生町) 床上浸水3、床下浸水47
洪水	S58(1983). 8.15(月)～ 8.18(木)	台風5号 台風6号	旧葛生町 常盤、氷室地区	秋山川、仙波川氾濫
浸水	S60(1985). 6.24(月)	台風6号	旧佐野市	床下浸水5 農地被害340ha 被害総額 9,495千円
火災	S61(1986). 2.27(木)		旧佐野市	個人宅から出火、全焼6、部分焼4
豪雨	S61(1986). 8.4(月)～ 8.5(火)	台風10号	旧佐野市 旧葛生町	(旧佐野市) 床下浸水27 農地被害117ha 被害総額 27,533千円 (旧葛生町) 雨量2日間で174mm
凍霜害	S62(1987). 4.1(水)～ 4.16(木)	寒気	市内全域	農産被害全県で36億2,880万円

災害種別	年月日	原因	場所	摘要
浸水	H2(1990).8.10(金)	台風11号	旧佐野市	床下浸水11 農地被害70ha 被害総額 23,853千円
浸水	H2(1990).9.19(水)	台風19号	旧佐野市	農地被害23ha 被害総額 1,753千円
浸水	H3(1991).8.20(火)	台風12号	旧佐野市	床上浸水2、床下浸水27 農地被害240ha 被害総額 292,169千円
火災	H5(1993).5.11(火)		旧佐野市	個人宅から出火、全焼10、部分焼4
豪雨	H9(1997).5.24(土)～5.25(日)		旧佐野市	雨量降り始めから56mm 三杉川溢水
豪雨	H10(1998).8.26(水)～8.31(月)	台風4号	旧葛生町	雨量降り始めから291mm
古タイヤ火災	H11(1999).1.2(土)～9.24(金)	野積み廃タイヤ	旧佐野市	焼失山林 400m ² 、焼失タイヤ 約20万本 (1月7日に鎮圧、鎮火は9月24日)
大雨	H18(2006).6.16(金)		赤見町 船越地区 仙波町	床下浸水1 路肩崩落1 一部損壊1 (崖崩れ)
大雨	H18(2006).7.19(水)～7.24(月)		若松町 多田町 富士町	一部損壊1 (崖崩れ) 通行止め2 ため池亀裂1
大雨	H20(2008).8.16(土)		葛生 牧町 下彦間町 閑馬町 梅園町	床下浸水1 道路冠水3 土砂流出2 法面・路肩崩壊1
大雨	H20(2008).8.17(日)		下彦間町 閑馬町 梅園町 白岩町 飛駒町	床下浸水3 土砂流出4 法面・路肩崩壊4 その他 (電柱被害) 1
大雨	H22(2010).8.23(月)		小見町 出流原町 天神町	床下浸水3
地震	H23(2011).3.11(金)	東日本大震災	市内全域	【住家】住宅全壊1件、住宅半壊2件 住宅一部損壊831件 【非住家】店舗30件、工場41件 物置64件 【その他】その他報告159件 罹災証明 合計1,128件 【施設】公共施設35件、 道路・水道関係被害 (14件) 【人的被害】3件(重傷1名、軽症2名)

災害種別	年月日	原因	場所	摘要
台風	H23(2011).9.26(月)	台風15号	浅沼町 若松町 小中町 会沢町 富士町 秋山町 閑馬町	床下浸水(住家)2 床下浸水(非住家)2 土砂崩れ・土砂流出4 避難勧告
台風	H25(2013).9.17(火)	台風18号	船越町	橋りょう1
大雪	H26(2014).2月中		仙波町 秋山町	一部破損(住家)3 農地被害8.3ha 農産被害444,273千円
大雨	H26(2014).6.8(日)～6.10(火)		野上地区 飛駒地区 常盤地区	避難勧告 2,017世帯 5,130人 床上浸水1 床下浸水7 土砂崩れ、土砂流出4
大雨	H26(2014).6.23(月)		田沼地区 戸奈良地区 三好地区	床上浸水3 床下浸水3 浸水3 車両水没1
大雨	H27(2015).7.16(木)		小中町 多田町	床下浸水2
大雨	H27(2015).9.9(水)～9.10(木)	台風18号	市内全域	床上浸水1 床下浸水1 土砂災害5 河川洗掘5・溢水1・決壊1 避難勧告(越名町・本町(葛生)・葛生西1丁目)
大雨	H28(2016).8.3(水)		田沼町 多田町 葛生東	床上浸水2 床下浸水3 河川の越水1 倒木1
大雨	H28(2016).8.22(月)	台風9号	市内全域	全避難所(55ヶ所)開設 越名町の一部に避難勧告(避難者5名) 道路冠水16 通行止め9 倒木8 越水4 洗掘1ヶ所(秋山川) 路面亀裂1ヶ所(堀米町) ハウス内の浸水3 雨漏り39
大雨	H28(2016).8.23(火)		会沢地区 宮下町 田沼町 船越町	会沢地区コミュニティーセンター避難所開設(避難者なし) 道路冠水1 倒木2 雨漏り1

災害種別	年月日	原因	場所	摘要
大雨	H28(2016). 9.7(水)		田沼町 船越町 宮下町	道路冠水1 倒木2 雨漏り1
大雨	H29(2017). 7.12(水)		市内全域	床上浸水2 床下浸水3 車両水没2 通行止め3 道路冠水11 路面亀裂1 下水道被災1ヶ所（若宮下町） 停電300～350世帯（大橋町、堀米町他） 断水1400世帯（赤見町、出流原町他） 雨漏り19
大雨	H29(2017). 7.25(火)		閑馬町 若松町	床下浸水1 雨漏り7 倒木1
大雨	H29(2017). 10.22(日)	台風 21号	市内全域	避難所開設カ所（界小学校、新合総合センター、旧野上小学校、山形小学校） 避難準備・高齢者等避難開始（越名町、下彦間下町、閑馬上町、閑馬下町、梅園町、御神楽町、長谷場町） 避難勧告（越名町） 避難者（界小学校2、新合総合センター8） 道路陥没1 停電298世帯（会沢町、宮下町、築地町、葛生東） 倒木5 雨漏り30 河川越水2（越名町・三杉川、下羽田町・才川） 土砂堆積1 ビニールハウス被害25 林道被害（倒木10） 道路冠水1
大雨	R1(2019) 6.18(火)		作原町	記録的短時間大雨情報(約120mm/時間)発表 床下浸水1 林道黒沢線で土砂の流出 近沢林道において山からの雨水流出
突風	R1(2019) 7.27(土)	竜巻の可能性が高い	植下町 植上町 植野町 上台町 浅沼町 ほか	【概要】 植下町（植下町226番地）から浅沼町（浅沼町362番地7）にかけ南北方向約2kmにわたり幅約250mの帶状の被害を出した。 【気象庁機動調査班（JMA-MOT）調査結果】 発生時間：午前2時頃 現象の種類：竜巻の可能性が高い 突風の強さ：風速約35/s（推定）、JEFO

災害種別	年月日	原因	場所	摘要
突風	R1(2019) 7.27(土)	竜巻の可能性が高い	植下町 植上町 植野町 上台町 浅沼町 ほか	被害件数：95件（人的被害なし） [住家]一部損壊42件 [非住家（カーポート、倉庫等）] 16件 [その他（フェンス、自動車等）] 37件
突風	R1(2019) 9.10(火)	ダウンバーストまたはガストフロントの可能性が高い	出流原町 赤見町	【概要】出流原町（出流原町29番地3）から赤見町（赤見町3082番地）にかけ広範囲に被害を出した。 【気象庁機動調査班（JMA-MOT）調査結果】 発生時間：午後7時頃 現象の種類：ダウンバーストまたはガストフロントの可能性が高い。 突風の強さ：風速約40 s（推定）、JEI1 被害件数：76件（人的被害なし） [住家]一部損壊28件 [非住家（物置等）] 30件 [その他（フェンス等）] 18件
台風	R1(2019) 10.12(土)	令和元年東日本台風（台風第19号）	市内全域	【概要】秋山川の決壊（海陸橋北西、大橋北西）や旗川（稻岡橋北東）、小曾戸川、才川（平岩鋼業北東）等の越水により大橋町、朝日町、赤坂町、田島町、庚申塚町、船津川町、並木町、免鳥町、小中町、下羽田町、葛生東、水木町などの広範囲で浸水被害。 閑馬町、飛駒町、長谷場町、豊代町、牧町、会沢町などの複数箇所で土砂崩れ 避難所開設：全 55箇所 避難指示：佐野・植野・堀米・吾妻・葛生地区外 避難勧告：市全域 避難者：4,217人 [人的被害]3名（中等症 1、軽傷 2） 床上浸水：1,767棟 床下浸水：2,059棟 道路：209箇所（市道・認定外） 河川：242箇所（普通河川等） 橋梁：17箇所 公共施設（学校施設、公民館等）：15箇所 通行止め：72箇所 り災証明発行件数：全壊6件、大規模半壊76件、半壊972件、一部損壊（準半壊）96件、一部損壊（10%未満）924件、被害なし17件 農作物被害：14品目/92戸 農業用施設（ハウス、畜産関係施設）被害：71戸 農機具類被害：226台/52戸 家畜等被害：1戸

災害種別	年月日	原因	場所	摘要
台風	R1(2019) 10.12(土)	令和元年東日本台風 (台風第19号)	市内全域	※被害戸数は延べ戸数 農地被害:約85ha (土砂流入、流亡農地等) 農業用施設被害:頭首工20箇所、農業水利施設115箇所 農機具類被害:226台/52戸 被害状況(R3.10.1現在)
大雨	R3(2021) 7.10(土)		中町 越名町 若宮上町 ほか	太陽光発電施設の排水施設破損による水の流出による床下浸水 2件 新都市バスターミナル駐車場ゲートの故障 道路冠水 2箇所
突風大雨	R3(2021) 7.11(日)	ダウンバーストまたはガストフロントの可能性が高い	朝日町 植下町 堀米町 小中町 浅沼町	解体現場足場倒壊 煙突倒壊 道路冠水 3箇所 倒木等 29箇所 看板・塀等の倒壊 4箇所 学校の窓ガラス破損・電話不通等 8箇所 停電 (1,160世帯)
大雨	R4(2022) 7.3(日)		飛駒町 閑馬町 石塚町 戸室町 長谷場町	山からの土砂流出、倒木 東松坂沢、林道松坂線への土砂流出 道路冠水 防災行政無線(子局)への落雷 林道長谷場閑馬線への倒木
大雨	R5(2023) 9.5(火)		飛駒町	山からの土砂流出